

公立大学法人宮城大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 役員及び職員（第8条－第14条）
- 第3章 理事会（第15条－第18条）
- 第4章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第19条－第22条）
 - 第2節 教育研究審議会（第23条－第26条）
- 第5章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）
- 第6章 資本金等（第29条・第30条）
- 第7章 雑則（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、宮城大学（第19条第2項第4号及び第23条第2項第7号を除き、以下「大学」という。）を宮城県黒川郡大和町に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、宮城県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を宮城県黒川郡大和町に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、宮城県公報に登載して行う。

第2章 役員及び職員

（役員の数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第15条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、宮城県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

9 監事は、法人が次に掲げる書類を宮城県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の法第13条第6項第1号に規定する総務省令で定める書類

二 その他宮城県の規則で定める書類

10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（理事長の任命等）

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される機関（以下「学長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員各3人をもって構成する。

(1) 第19条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第23条第2項第2号から第7号までに掲げる者のうちから同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

5 学長選考会議の委員には、法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。

6 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 議長は、学長選考会議を主宰する。

8 第4項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

（理事長以外の役員の任命）

第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、知事が任命する。

3 理事長は、副理事長及び理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が副理事長又は理事の中に含まれるようにしなければならない。

(役員任期)

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、副理事長又は理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第3項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員解任)

第13条 知事又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 知事又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、知事又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、その役員を解任することができる。

4 前2項の規定により知事が学長となる理事長を解任する場合は、学長選考会議の申出により行うものとする。

5 理事長は、第2項及び第3項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員任命等)

第14条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 理事会

(設置及び構成)

第15条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、大学院、学群、学類その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項
- (5) 法人の基本的な規則及び重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項
- (7) 大学が自ら行う点検及び評価並びに第三者による評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要事項

第4章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事又は職員
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命するもの

3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員は当該職の任期とし、職員である委員は当該職にある期間とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第21条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、経営審議会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、大学院、学群、学類その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (5) 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分に限る。）及び会計規程、役員に対する報酬、職員の給与等の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項（教員については、法人の経営に関する事項に限る。）
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに第三者による評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第23条 法人に、大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副理事長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学群長及び研究科長
- (5) 法人の規程で定める教育研究上の重要な組織（学群及び研究科を除く。）の長
- (6) 学長が指名する職員
- (7) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が必要と認める場合において任命するもの

(招集)

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第25条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、教育研究審議会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 大学、大学院、学群、学類その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 法人の基本的な規則（大学の教育研究に関する部分に限る。）及び教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員の人事及び評価に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価並びに第三者による評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第5章 業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第28条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第6章 資本金等

（資本金）

第29条 法人の資本金は、別表に掲げる資産を宮城県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として宮城県が評価した価額の合計額とする。

（解散した場合の残余財産の帰属）

第30条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、宮城県に帰属する。

第7章 雑則

(規程への委任)

第31条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の理事長の任命等に関する特例)
- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命は、法人の申出に基づくことを要しないものとし、知事が行う。
- 3 第12条第1項の規定にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、2年とする。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第29条関係）

1 土地

所在地	地目	面積（平方メートル）
黒川郡大和町学苑1番1	学校用地	199,482.00
黒川郡大和町学苑5番2	用悪水路	1,402.00
仙台市泉区高森6丁目1番1	宅地	7,448.62
仙台市太白区旗立1丁目1番17	学校用地	947.00
仙台市太白区旗立2丁目1番16	学校用地	163,638.00
仙台市太白区坪沼字沼山28番1	山林	233,569.42
仙台市太白区坪沼字沼山35番2	畑	3,634.79
仙台市太白区坪沼字沼山36番1	山林	17,126.08
仙台市太白区坪沼字沼山45番2	山林	57,562.24
仙台市太白区坪沼字沼山45番3	畑	522.32
仙台市太白区坪沼字郷田47番2	原野	259.60
仙台市太白区坪沼字郷田48番	畑	249.00
仙台市太白区坪沼字郷田49番2	畑	43.49
仙台市太白区坪沼字郷田50番3	畑	107.11
仙台市太白区坪沼字郷田52番5	山林	953.61
仙台市太白区坪沼字館8番	田	1,596.00
仙台市太白区坪沼字館19番1	田	2,345.00
仙台市太白区坪沼字館20番1	田	2,304.00
仙台市太白区坪沼字大針37番	田	3,249.00
仙台市太白区坪沼字大針38番	田	1,500.00
仙台市太白区坪沼字大針39番	田	1,389.00
仙台市太白区坪沼字大針40番	田	475.00

2 建物

施設名	所在地	構造	延べ床面積 (平方メートル)
本部棟	黒川郡大和町学苑1番地1	鉄骨鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき7階建	33,019.23
交流センター・体育館・サークル室A棟	黒川郡大和町学苑1番地1	鉄筋コンクリート・鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸屋根3階建	6,956.98
サークル室B棟	黒川郡大和町学苑1番地1	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	153.68
材料実験棟	黒川郡大和町学苑1番地1	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	151.69
サークル室C棟	黒川郡大和町学苑1番地1	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	157.09

第0編総則 定款

サークル室D棟	黒川郡大和町学苑1番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	147.44
サークル室E棟	黒川郡大和町学苑1番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	47.66
ブリッジ棟展示室	黒川郡大和町学苑1番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	114.81
教員宿舎（1号棟）	仙台市泉区高森6丁目1番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,377.00
教員宿舎（1号棟）物置	仙台市泉区高森6丁目1番地1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	93.75
教員宿舎（2号棟）	仙台市泉区高森6丁目1番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,713.96
教員宿舎（2号棟）物置	仙台市泉区高森6丁目1番地1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	118.75
管理棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,107.13
実験棟・講義棟・北研究棟・南研究棟・渡り廊下	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根5階建	14,120.85
多目的室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造陸屋根平家建	186.80
消火ポンプ室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	7.28
レストラン棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建	904.25
体育館	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・	1,976.39
サークル南棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき	216.30
サークル北棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	613.80
四十周年記念会館	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家	500.00
水利実験棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	309.91
リサイクル実験棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	170.80
電気室・ごみ分別室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	87.50
油倉庫	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	7.56

第0編総則 定款

材料実験棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	198.33
保管庫	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	33.12
機械実験棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	300.69
食品加工工場	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	532.36
農具舎	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	77.76
畜産実習棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	139.12
動物代謝実験棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	27.00
飼育小屋	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	43.20
圃場実験棟	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	81.21
病理用温室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造ガラス板ぶき平家建	99.22
ガラス網室温室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造ガラス板ぶき平家建	89.77
作物用温室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造ガラス板ぶき平家建	132.48
交配用温室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造ガラス板ぶき平家建	67.23
ハウス棟A	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造ガラス板ぶき平家建	168.79
ハウス棟B	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造ガラス板ぶき平家建	168.79
ガラス温室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造ガラス板ぶき平家建	165.37
ビニール温室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造ビニール板ぶき平家建	330.00
ビニール温室	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造ビニール板ぶき平家建	86.40
便所	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	12.42
軽農機具庫	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	66.24

第0編総則 定款

堆肥舎	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	鉄骨造スレートぶき平家建	62.70
揚水機場上家	仙台市太白区旗立2丁目1番地16	コンクリートブロック造陸屋根平家建	11.34
管理・講義棟	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	450.76
実験棟	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	308.80
農機具格納庫	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造スレートぶき平家建	232.65
家畜保護施設(牛舎)	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造スレートぶき2階建	961.84
堆肥舎	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造スレートぶき平家建	45.00
家畜保護施設(豚舎)	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造スレートぶき平家建	219.96
燃料庫	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	コンクリートブロック造スレートぶき平家建	9.00
家畜衛生舎	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造スレートぶき平家建	77.76
収納作業室・農機具庫	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造スレートぶき2階建	351.00
牛舎	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造スレートぶき平家建	9.00
薬剤調合室	仙台市太白区坪沼字沼山45番地2	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	14.90
育苗ハウス	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造ビニール板ぶき平家建	108.00
堆肥舎	仙台市太白区坪沼字沼山28番地1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	50.00